

奈良県吉野郡十津川村議会

1 政策づくりと監視機能を十分発揮している議会

村民の信頼にこたえ、公正で開かれた民主的な村政の発展のため、平成19年に十津川村政治倫理条例を制定した。これにより村民全体の利益を擁護し、公共の利益を損なうことがないように努めている。また、地方分権一括法の施行により、地方分権がより推進され、議会の果たす役割がより大きくなったことを受けて、議会改革を進めることが重要であるとの考えのもと、議会基本条例の制定について調査、検討を重ね、平成23年4月に十津川村議会基本条例を施行した。開かれた議会を目ざし、議会報告会の開催、村民との情報交換、意見交換を進めるとともに、議員研修を充実し、議員間の議論を活性化させ、政策立案、提案能力の向上を図ることによって、住民福祉の向上を図っていくことを目指している。議会基本条例では、執行部に対し、わかりやすい説明資料の提出を求めており、予算等について十分な審議を行っている。本村は昨年9月の紀伊半島大水害によって甚大な被害を受け、復興に向けて進め始めている。そのような中で、水害以前から懸案となっていた、河川に堆積した土砂排除が災害防除の観点からも喫緊の課題となっており、議会においてダム対策特別委員会を設置して、今後の堆砂排除についての取り組みを行っている。

2 住民に開かれた議会

平成23年4月に十津川村議会基本条例を制定し、その中で年に1回以上、住民に対して議会報告会を行うこととしている。昨年は9月の紀伊半島大水害によって、当初の計画どおり準備が整わなかった。今年度については議会報告会を行い、住民との対話、意見交換を通して住民サービスの向上が図れるように努めていく。平成17、18年度に村内全戸に光ケーブルが敷設されたのを受けて、ケーブルテレビにより議会中継を行っている。現在は定例会における一般質問をリアルタイムで住民の方々に自宅で見てもらっている。議会のうごきについては、村報内で議会だよりとして、住民に情報の提供を行っている。